

大通達甲（警）第7号  
大通達甲（生）第3号  
大通達甲（刑）第3号  
大通達甲（交）第3号  
大通達甲（備）第2号  
平成29年3月17日

簿冊名	例規(1年)
保存期間	1年

本部各課・所・隊・室長  
警察学校長 殿  
各警察署長

警察本部長

「県民の期待と信頼に応える強い大分県警察」の確立に向けた取組の推進について（通達）

県警察においては、「県民の期待と信頼に応える強い大分県警察」の確立に向けた取組の強化について」（平成26年4月1日付け大通達甲（警）第10号、（生）第6号、（刑）第4号、（交）第3号、（備）第5号）に基づき、「県民の期待と信頼に応える強い大分県警察」の確立に向けた取組を推進してきたところ、この取組が緒に就いていること及び近年の社会情勢等を踏まえ、今後は下記により取り組むこととするので、各位にあっては、引き続き、積極的かつ合理的な組織運営等を推進されたい。

なお、前記通達は廃止する。

#### 記

#### 1 警察機能の最大限の発揮に向けた組織運営の推進

県民の期待と信頼により一層応えるためには、第一線警察が積極的に「県民のため」の活動にまい進することができる環境を整えることが重要であることから、警察署の業務を中心に更なる業務の合理化・効率化を図るとともに、現場警察官の業務遂行に資するマニュアルの整備や本部による現場指導等に取り組むこと。

また、人材育成に当たっては、職場教養等による全職員の底上げのほか、若手警察官の早期育成及び専科教養や実践的訓練等を通じた専門的な技能を有する職員の育成に努めること。

#### 2 非違事案防止対策の高度化

業務上の非違事案については、事案の真相を徹底的に解明して厳正な処分を行うことはもとより、業務の仕組みそのものが現場の実態に即していない、また実効性に比して事務負担が著しく大きいなどの原因・背景にまで踏み込んだ分析を行い、非違事案につながりにくい仕組みに見直すなど、非違事案の要因の除去に努めること。

なお、この非違事案の原因・背景の分析及び業務の仕組みの見直しについては、監察部門だけでなく、業務主管部門が自らの責任において取り組むこと。

### 3 高い規律と士気を有する職場環境の確立

警察職員が高い規律と士気を保持して積極的に「県民のため」の活動にまい進することができるよう、幹部と部下職員が相互に高い信頼関係を構築し、部下職員が自尊の念を持てるよう配慮しつつ、幹部は、部下職員及びその業務を確実に掌握し、業務上の失敗への的確な対処も含めた積極的な指導監督を行うこと。

加えて、健康で働きやすい職場環境の整備を始め、休暇取得の促進、超過勤務縮減等ワークライフバランスに関する施策の推進など「働き方改革」に係る取組をより一層推進するよう努めること。

(警 務 課 企 画 係)

(教養課職場・学校教養係)

(監 察 課 監 察 係)

(生活安全企画課企画係)

(刑 事 企 画 課 企 画 係)

(交 通 企 画 課 企 画 係)

(警 備 第 一 課 企 画 係)